

令和3年6月

中札内村議会定例会会議録

令和3年6月16日（水曜日）

◎出席議員（8名）

1番	木村優子君	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	高島啓至君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
総務課 参事	山澤康宏君	総務課 課長補佐	渡辺大輔君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部雅行君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道真也君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤 悟君 書 記 柴田 翔太郎君

◎議事日程

日程第1		議席の指定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		議会運営委員会の報告
日程第4		会期の決定
日程第5		諸般の報告
日程第6		町村議会議員研修会への参加について
日程第7		閉会中の所管事務調査について
日程第8		村政・教育行政執行状況報告
日程第9		常任委員の選任
日程第10	意見書案第2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第11	請願第2号	2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願
日程第12	請願第3号	2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願
日程第13	発議第1号	中札内村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第14	報告第2号	繰越明許費繰越計算書について
日程第15	承認第3号	令和3年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日程第16	議案第30号	中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第31号	中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第32号	中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第33号	中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第34号	工事請負契約の締結について
日程第21	議案第35号	工事請負契約の締結について
日程第22	議案第36号	令和3年度中札内村一般会計補正予算について
日程第23	議案第37号	令和3年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第24	議案第38号	令和3年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第25	議案第39号	令和3年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年6月中札内村議会定例会を開会いたします。

なお、村は夏場の効率的な職務執行のため、6月1日から9月30日の間、クールビズが取組まれています。

議会においても同様の取扱いとし、会議中に上着を着用しないことを認めますので、各自暑さ対策を行ってください。

また、新型コロナウイルス感染防止対策として、会議中のマスクの着用をお願いいたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議席の指定

○議長（中井康雄君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選された木村優子君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、1番を指定いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番木村議員と2番中西議員を指名いたします。

◎日程第3 議会運営委員会の報告

○議長（中井康雄君） 日程第3、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部議会運営委員会委員長。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。

令和3年度中札内村議会6月定例会について、6月9日、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、運営について協議を行いましたので、その内容をご報告いたします。

今定例会への村長提案は、報告が1件、承認が1件、議案が10件であり、報告は、繰越明許費繰越計算書について、承認は、令和3年度一般会計補正予算の専決処分について、議案については、条例改正が4件、工事請負契約の締結が2件、一般会計及び特別会計の補正予算が4件となっており、その他、村政及び教育行政執行状況報告がなされます。

また、追加提案される議案は3件であり、人事案件が1件、条例改正が2件となっており、6月23日最終日に審議をお願いします。

また、議会提案等では、諸般の報告、町村議会議員研修への参加計画、閉会中の所管事務調査通知、常任委員の選任、発議として規則改正1件であります。

意見書・請願等につきましては、意見書が1件、請願2件と陳情3件が提出されており、請願2件は所管の総務厚生常任委員会に付託し、3件の陳情については資料配布の取扱いといたしました。

会期につきましては、本日から23日までの8日間であります。

一般質問は、3名から4問の質問が出ておりますが、23日最終日に行う予定であります。質の高い政策論議となりますよう、お願いいたします。

以上、協議内容について、ご報告いたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第4 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第4、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月23日までの8日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月23日までの8日間に決定いたしました。

ここで、森田匡彦君から、村長就任にあたり挨拶の申し入れがありましたので、これを許します。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 議長のお許しをいただきましたので、2期目の村政運営に対する所信の一端を述べさせていただきます。

振り返りますと1期目の就任時は、開村70周年の記念すべき節目と重なり、生まれ育ったふるさと中札内村のかじ取りを担うことへの、大きな重責を感じながらの船出でありました。

自らの至らなさを日々自省し、研さんに努めながら歩み続けた4年間でありました。

「住民第一・現場主義」を基本姿勢とし、村民の暮らしに必要な福祉とは何か、事業効果を上げるための施策はどうあるべきか、長期的視点における中札内村の発展のために最も大切なことは何かを追求いたしました。

また、住民福祉の増進のためには役場の組織力強化が不可欠であることから、情報収集の重要性を共通認識とし、組織横断的な事業を展開して視野を広げるなど、職員個々のスキルアップを図ってまいりました。

さらに、地方創生とは自らのマチの存在感を高め、自らのマチへの誇りを高めることでありと見え、村外への情報発信と村内の情報共有の推進を図るべく、広報戦略の強化に努めてまいりました。

村議会議員の皆さま、そして村民の皆さまに、多大なるご協力をいただきながら、職員と力を合わせて各種事業を推し進め、持続的な医療体制の確保や高齢者の交通対策、光ファイ

パーなどの情報通信網の整備、防災機能の強化といった生活基盤の整備に加え、ふるさと納税の拡大により財政基盤の強化を図ることができました。

中札内村の持続性向上に一定の道筋はつけられたと受け止めておりますが、いずれも緒に就いたばかりであり、事業成果を高めていくべく検証を重ねながら、ブラッシュアップを徹底してまいります。

一方、年号が平成から令和へと変わったこの4年間は、ブラックアウトを伴う胆振東部地震の発生や新型コロナウイルスの感染拡大など、まちづくりの在り方、社会生活の在り方を大きく変える出来事が続発いたしました。

超高齢化と超少子化を伴いながら、人口減少が進む流れには、歯止めがかかっていないことも明らかとなりました。

本村を含め、地方を取り巻く環境は、今後ますます難しいものとなるでしょう。

先行きの不透明感の増す状況を踏まえて、私は2期目に目指す中札内村の姿を「優しく穏やかな村」と掲げました。

急激な社会変化にしっかり対応する施策展開に注力しつつ、暮らしの在り方がどれほど変化しようとも、社会的動物である人間にとって変わることのない普遍的な価値を大切にすべきとの結論に至りました。

それは、人と人との支え合いであり、他者への思いやりであります。

穏やかな村であるためには、村民一人ひとりが優しくなくてはなりません。

そして、優しくあるためには、村民一人ひとりに幸せを感じていただかなくてはなりません。

真の幸せとは、他者との比較で得られるものではなく、自尊心や自己肯定感のような内なるものです。

時代とともに色あせる目先の利益にとらわれず、中札内村で暮らすこと、中札内村で働くことに誇りを感じてもらい、子どもから大人まで、すべての村民の心に確かな幸せの灯をともらいたい。幸せの輪は広げられる。そのように確信しております。

新たな4年間も「住民第一・現場主義」の原点を大切にし、10年後、50年後も元気な誇り高いふるさと中札内村を実現するため、大きな社会変化にも揺るぎない活力あふれるふるさとの土台を強化してまいります。

自分の暮らすまちを美しく保ち、自らの健康への意識を高め、文化にふれて心にゆとりを抱いてもらえるような村づくりにあらゆる英知を注ぎ込み、優しさと穏やかさを持った「美しい村」の具現化を図ってまいります。

引き続き、皆さまのご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上を持ちまして、私の所信表明とさせていただきます。

ご清聴いただきまして、誠にありがとうございました。

○議長（中井康雄君） 続きまして、上田禎子君から、教育長就任にあたり挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

上田教育長。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 教育長就任後、初めての議会となりますので、貴重なお時間をいただき、ご挨拶させていただきます。

私にご縁がありまして、道教委の派遣社会教育主事として、平成7年から3年間、中札内中学校校長として、平成28年から1年間、計4年間、村民の方で大変お世話になりました。

教育委員会勤務は23年ぶりとなり、このたびは教育長という重責ではございますが、こ

れまでの社会教育や学校教育、教育行政の経験を活かして、覚悟を持って誠心誠意職責を果たしてまいりたいと考えております。

さて、本村の掲げております花と緑とアートの村を教育分野に置き換えてみますと、花は村民一人ひとりがさまざまなことに興味・関心を持ち、前向きに新しいことを学びながら、自分らしい花を咲かせる。

緑は光の三原則の一つでありますから、光、すなわち夢や希望を持つ。

アートは表現を互いに享受し合うことでありますので、芸術に触れ、心を震わせ、心豊かに潤いのある生活を送ること。

このことを念頭に置きながら、生涯学習・人づくりを推進してまいります。

また、学校教育におきましては、村内に普通科高等学校がないことから、15歳で村外の高校へ多くの生徒が進学することになります。

ですから、小学校段階から15の春を見据えた中で、進路実現の幅を広げるような、上げられるような学力向上。

バス通学や下宿・寮生活など高校生活に耐えうるための体力向上。

そして何より、大人数の中に入っても自分らしくいられるようなたくましい心の育成を図っていかねばなりません。

中札内の子どもたちにとって必要な力を身に着けられるよう、各学校の教育活動を支援してまいります。

私自身が日々研鑽し、職員とともに村民のため、村の教育充実発展のために精一杯努めてまいりますので、議員の皆さま、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井康雄君） これで就任にあたっての挨拶を終わりました。

◎日程第5 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第5、諸般の報告をいたします。

3月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布しましたので、了承願います。

◎日程第6 町村議会議員研修会への参加について

○議長（中井康雄君） 日程第6、町村議会議員研修会への参加についてを議題にいたします。

局長より説明いたします。

○議会事務局長（平澤悟君） それでは、各議員研修会参加計画書についてご説明いたします。

赤ナンバー3番から6番が各参加計画書でございます。

まず、赤ナンバー3番をご覧ください。

北海道町村議会広報研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第129条の規定に準じ、北海道町村議会議長会主催による町村議会広報研修会に、閉会中における議員研修として参加するものです。

目的は、議会広報紙の編集技術の向上と普及発展に資するためであり、参加者は、議会広報特別委員会委員4名と議会事務局2名の計6名で参加するものです。

期日は、令和3年8月22日・23日の2日間、開催地は、札幌市で、ポールスター札幌

を会場として開催予定でございます。

次に、赤ナンバー４番をご覧ください。

十勝町村議会議員研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第１２９条の規定に準じ、十勝町村議会議長会主催による、十勝町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として参加するものです。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は、全議員８名と議会事務局２名の計１０名で参加するものです。

期日は、令和３年１１月４日、開催地は、幕別町で開催予定でございます。

次に、赤ナンバー５番をご覧ください。

南十勝町村議会議員研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第１２９条の規定に準じ、南十勝町村議会主催による、南十勝町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として参加するものです。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は、全議員８名と議会事務局２名の計１０名で参加するものです。

期日は、当番町村議会が決定する日で、開催地は、広尾町で開催予定でございます。

次に、赤ナンバー６番をご覧ください。

二村議員研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第１２９条の規定に準じ、二村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として参加するものです。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は、全議員８名と議会事務局２名の計１０名で参加するものです。

期日は、当番村議会が決定する日で、開催地は、中札内村で開催予定でございます。

以上、各研修会参加計画書の説明といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

町村議会議員研修会の参加については、会議規則第１２９条の規定により、派遣承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、町村議会議員研修会の参加を計画書のとおり派遣承認することに決定いたしました。

◎日程第７ 閉会中の所管事務調査について

○議長（中井康雄君） 日程第７、閉会中の所管事務調査についてを議題にいたします。

局長より説明いたします。

○議会事務局長（平澤悟君） それでは、所管事務調査通知書についてご説明いたします。

赤ナンバー７番から１０番までが、所管事務調査通知書でございます。

まず、赤ナンバー７番、所管事務調査通知書ですが、総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会による合同調査で、会議規則第７３条の規定により、両委員長から議長に通知を行なうものです。

調査の事項は、両委員会による所管事務調査であり、目的は、村内各施設の運用・活用状況及び各事業の執行状況の調査のため、現地調査を行うものです。

方法は、両委員会の合同調査であります。

期間は、調査が完了するまでとし、随行・説明は、各担当課職員及び議会事務局員に同行を求めるものです。

次に、赤ナンバー 8 番の所管事務調査通知書ですが、産業文教常任委員会による、村内における農作物作況調査で、人員は委員会委員 5 名、期日は令和 3 年 9 月上旬といたします。

また、この調査は、農業委員会との合同調査を行う予定をしております。

次に、赤ナンバー 9 番の所管事務調査通知書ですが、総務厚生常任委員会の所管事務に係る村内の行政推進状況の調査を行なうもので、調査期間は、調査が完了するまでであります。

次に、赤ナンバー 10 番の所管事務調査通知書ですが、産業文教常任委員会の所管事務に係る村内の行政推進状況の調査を行なうもので、調査期間は、調査が完了するまでであります。

以上で各委員会の所管事務調査通知書の説明といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

閉会中における所管事務調査として通知のありました総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会の調査については、会議規則第 73 条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所管事務調査を通知書のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第 8 村政・教育行政執行状況報告

○議長（中井康雄君） 日程第 8、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、3 月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに、北海道における緊急事態措置の取組み要請、いわゆる緊急事態宣言の発令を受けて、対策本部会議を開催し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、役場庁舎、老人保健福祉センターなど一部を除く公共施設を 5 月 18 日から 5 月 31 日まで休館等といたしました。

また、緊急事態宣言が 6 月 20 日まで期間延長されましたが、社会活動等の低下を懸念し、6 月 1 日からは、原則、村民限定で公共施設の利用等を解除しております。

さらに、村民に対して防災情報無線を活用し、感染防止対策として消毒の徹底など注意喚起を行っております。

それでは、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、役場新庁舎建設工事の完了を受けて、議場、執務室や会議室などの備品納入及び設置を行いました。

5 月 2 日、地元国会議員、十勝総合振興局長、十勝町村会長、南十勝町村長などの来賓を招待し落成式を挙げていただきました。

その後、引越しを行い、危機管理の中心的役割を果たす防災・災害復興拠点としての機能移転を行っております。

職員研修では、今年度採用の職員を対象とした「新任職員等研修会」を、4月19日に開催いたしました。

求められる職員像、コンプライアンス、まちづくり計画及び重点施策などのテーマについて、私も含めた各担当管理職が講師となり行っております。

また、「十勝定住自立圏広域研修」で開催された接遇研修にも参加しております。

高齢者が運転する自動車の交通事故防止を図ることを目的とした「高齢者安全運転サポート補助金」については、安全運転支援装置を搭載している自動車の購入に対して、11件の助成を行っております。

第1回行政区長会議を、農村地区は4月12日に、市街地区は4月15日に開催し、村政執行の基本方針や予算概要などについて説明するとともに、行政運営全般に関する意見や提言をいただいております。

例年6月上旬に実施しております消防団演習については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年に続き今年度も中止をしております。

次に、企画財政グループについてですが、7月17日に六花の森で開催を予定していましたがイベント「ロッカノヨル」は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、中止を判断いたしました。

また、7月下旬に来村を予定しておりました川越市中学生との交流事業についても、感染拡大防止の観点から中止しております。

次期まちづくり計画の策定については、現在、基本構想及び基本計画の作成を進めており、村長公約を反映させて、9月までに素案をまとめてまいります。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、例年実施いたしております「クリーンなかさつない」は、5月8日、感染症対策を考慮し密を避ける目的で、集合場所を道の駅第2駐車場、旧高校グラウンド、上札内交流館の3会場に分けて実施いたしました。

村内の団体や一般企業の方々の地域貢献なども含め、総勢180名の参加協力をいただき終えております。

「日本で最も美しい村」にふさわしい景観と環境づくりのため、その趣旨にご賛同いただいた皆さまに心より感謝申し上げます。

マイナンバーカードに係る事務では、現在1カ月あたり60件程度の申請を受けているところではありますが、カード交付を受ける際の日中の来所が難しい方へのサービスとして、5月から11月までの月末最終日に、マイナンバー交付専用の窓口を午後8時まで延長することとしております。

毎年、6月15日に執り行っております「平和祭」は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の中にあるため、遺族会及び社会福祉協議会と協議のうえ、特例的ではありませんが、規模縮小と参列者限定による方法で執行いたしました。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、主に高齢者を対象とした「地域まるごと元気アッププログラム」、通称まる元は、4月より「中級クラス」を1クラス増やし、現在登録者は88人となりました。

今年度、新たに23人が参加され、それぞれの体力等に応じて、筋力低下予防のための運動に楽しみながら取り組んでいただいております。

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言により、開催を見合わせておりましたが、長引く自粛生活による筋力低下などの健康2次被害を予防し、健やかな生活を維持するため、感染症対策を徹底しながら6月より再開しております。

次に、保健グループについてですが、65歳以上を対象とする新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、5月10日より、中札内村診療所において接種を開始しております。

接種予約を開始した時点では、コールセンターへの電話のつながりにくい状況となり、大変ご迷惑をおかけいたしました。6月14日現在、予約者数は1,058人となり、1回目の接種を終えた方は、1,052人、接種率は87.4%となっております。

また、2回目までの接種を終えた方は510人となり、7月上旬までには、65歳以上の方の接種を終了できる目途となっております。

次の優先接種対象者となる60歳から64歳の方及び障害者手帳をお持ちの方には、すでに接種券を送付し、本日より予約受付を開始するとともに、接種開始を6月21日からとしております。

59歳以下の基礎疾患をお持ちの方の接種予約は、6月下旬より順次開始して、接種開始の見込みは7月上旬ごろを予定しております。

7月下旬以降に予定する、優先接種対象者以外の一般の方の接種予約に対応するため、インターネットを介しての予約が可能となるよう、接種予約システム導入の関連予算については専決処分により追加しております。

各種健診では、国保特定健診、後期高齢者の健診、がん検診などの申し込みを5月31日まで受け付け、延べ329名の申し込みを受けております。

巡回健診は、6月17日から21日まで、感染防止対策に留意して、村民体育館と上札内交流館の2会場で実施するとともに、健診後の結果から疾病の早期発見と予防に努めてまいります。

村民の食生活改善と生活習慣病の予防を目的とした「七色献立プロジェクト健康ポイント事業」は、今年度も6月1日よりスタートしております。

緊急事態宣言により、予定していた「キックオフセミナー」は中止となりましたが、参加者の皆さんには、個々の生活に合わせてウォーキング等の運動を楽しみながら続けていただき、計測スポットでの計測や、健康づくりイベント等への参加により、貯まったポイントを商品券と交換することができます。

また、昨年度より集めたポイントを村内の学校へ寄付できる取組みを開始し、今年度分は、上札内小学校への寄付を予定しております。

次に、保育園関係についてですが、中札内きらきら保育園は4月1日に入園式を行い、104名が新年度を迎えました。

園内では、引き続き感染予防対策に留意しながら、保育を実施しております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農業関係では、今年は4月の降水により雪解けも進み、比較的早い時期から作業に取りかかれたとともに、4月、5月は晴れた日が多く気温も高めで推移したことから、各作物はおおむね順調な生育状況となっております。

今後の好天を期待しているところであります。

食育・地産地消では、中札内産食材の地産地消と、食の推進パートナー登録制度の普及や利用店舗の拡大を目指して、村内17店に参加していただき、各店舗とも新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、「食の応援団のお店スタンプラリー」を5月から10月までの期間で実施しております。

大規模草地育成牧場については、5月20日から順次、夏期放牧を実施しておりますが、現在、放牧・舎飼を合わせて710頭を受け入れております。

林業関係では、村有林整備工事として、植栽6.16ヘクタールを完了し、下刈16.33ヘクタール及び間伐23.18ヘクタールの発注を行っております。

商工業関係では、新型コロナウイルス感染症に係る経済支援関係では、村商工会で実施している地域応援プレミアム商品券事業は、日中、土日勤務の方も購入しやすいよう、今回から販売方法を見直し、事前に予約をしていただいた後に購入していただく方法に改めたところですが、4月9日から23日の期間内に2,044人の方から予約申し込みをいただき、5月17日以降に引換券と交換で販売を行っております。

また、5月16日からの緊急事態宣言により、本村も措置区域として、飲食店の営業時間は20時まで、酒類の提供は19時までと時短営業要請がされているところであります。

今回の緊急事態宣言に対して、国では月次支援金、北海道では特別支援金及び営業時間短縮要請に係る支援金を制度化し、事業者を支援する対策を講じているところですが、村としましては、村内商工業者等がこうした支援制度を受けることができるよう、制度の周知徹底を図ってまいります。

併せて、緊急事態宣言による時短営業要請によって影響を受けている飲食店を緊急的に支援するため、商工会では「飲食店応援緊急スタンプラリー事業」を6月27日から1カ月の期間で実施する予定のほか、今定例会において、飲食店等の固定的支出経費を支援する「商工業家賃等支援臨時助成金事業」ほか関連支援事業の補正予算を提出させていただいております。

観光関係では、札内川園地については、4月1日から株式会社AOILOによる指定管理運営を行っており、4月23日に関係者による安全祈願祭を行い、オープンしております。

なお、緊急事態宣言発令に伴い、5月18日から6月20日までは閉園とさせていただいているところであります。

また、今年度の「やまべ放流祭」につきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、2年連続とはなりますが中止を決定させていただきました。

桜六花公園では、村観光協会主催で花見イベント「桜のある休日」が5月9日に開催されております。

当日は新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じながら実施し、途中、雷雨に見舞われ、あいにくの天候状況ではありましたが、ミニ音楽コンサートやキッチンカーの飲食店の出店もあり、約250人が来場しております。

道の駅は、物産販売店舗が4月1日からオープンしております。

4月の集客数は昨年同月と比較して57.4%の増となっておりますが、新型コロナウイルス感染症が蔓延する前の令和元年度と比較すると、同月比で32.4%の減となっており、蔓延前までの回復には、まだ厳しい状況であると認識しているところであります。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

定住促進関係では、移住促進奨励で4件の補助金を交付し、民間賃貸住宅家賃助成では、4月1日現在で45件の継続認定を行うとともに、新規対象者の受付を随時行っております。

村営住宅関係では、随時募集住宅で4件の入居を決定しております。

公園管理関係では、委託業務の発注を終え、公園の供用開始を行うとともに、適正な維持管理に努めております。

道路維持関係では、道路路面清掃を実施しており、管渠清掃や舗装等の補修についても随

時作業を取進めております。

工事等の発注関係では、村道元大正・共栄35号道路舗装補修工事、村道縁石取替工事、村道植栽補植工事、村道舗装補修工事、村道区画線設置工事、ピョウタン牧区草地通用道路設置工事、市街地歩道補修工事、橋梁長寿命化事業橋梁補修工事、公共施設解体撤去等工事2件、児童館外部・内部改修工事、道の駅改修電気設備工事、道の駅改修機械設備工事の発注を終えております。

なお、道の駅改修建築主体工事及びあけぼの団地ストック改善工事につきましては、議決案件として、本定例会に議案を提出しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、上田教育長。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 定例会の開会にあたり、3月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス対策として、北海道における緊急事態措置に対応した学校教育等の状況についてですが、「学校における衛生管理マニュアル」に基づき、感染防止対策を徹底した中で教育活動を行っております。

運動会・体育祭、宿泊学習・修学旅行などの学校行事は規模縮小または延期とし、部活動・少年団活動についても原則休止といたしましたが、部活動につきましては、今月26日から中体連等の大会があることから、12日より活動を再開しております。

この間、保護者の皆さまのご理解、ご協力をいただき心より感謝をしているところであります。

今後も、子どもたちの学びを保障していくため、感染のリスクを可能な限り低減した中で教育活動を行い、感染リスクを避ける、差別や偏見のない適切な行動をとるなどの学習指導に取り組んでまいります。

次に、今年度各小・中学校の状況であります。学校別児童・生徒数は、中札内小学校が14学級219名で、前年比2名の増加、上札内小学校は5学級14名で前年比2名の減少、中札内中学校が8学級109名で前年比1名の減少で、新入学児童33名、新入学生徒、中学生も33名を迎え、4月8日に入学式を行いました。

教職員も新たに8名を迎え入れ、今年度の学校教育活動を開始いたしました。

また、今年度から受け入れを行った上札内小学校の山村留学制度では、1年生2名、6年生1名の3名を受け入れ、山村留学推進協議会や地域の支援・協力を得ながら、保護者とともに新生活をスタートし、3名とも毎日元気に登校しております。

「通学費等助成事業」は、7名の申請があり、5月までに開催した教育委員会会議において承認しております。

昨年度、新型コロナウイルス感染拡大に伴って中止された、全国学力・学習状況調査は、今年度5月27日に小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語、算数・数学の2教科で実施しております。

この調査結果を各学校及び学力・体力向上等サポート会議で分析・考察し、成果と課題、授業改善の方策、家庭教育の充実に向けた取組みを進め、児童生徒の確かな学力の向上を図ってまいります。

次に、社会教育の状況ですが、ポロシリ大学は、4月からクラブ活動を開始しておりますが、入学式・定例授業は延期し、実施については、今後の状況に応じて判断してまいります。

また、埼玉県川越市、富山県南砺市との小中学生による交流事業につきましても実施を見

送りました。

アートのまちづくり推進についてですが、子どもたちが大学生とのふれあいを通して学ぶ「子どもアートプロジェクト」は、新型コロナの収束が見通せず、昨年に引き続き、やむを得ず取りやめいたします。

代替事業として、ロボット・プログラミング学習キットを活用したブロックアート事業を検討しております。

また、新たに地元十勝の帯広美術館との連携事業を協議しているところであります。

「なかさつ音まちプロジェクト」では、新たな動画配信として、札幌市出身でユーチューバーとして活躍しておられるピアニスト佐野主聞さんの文化創造センターからのピアノ演奏を5月から配信しております。

体育施設などの使用状況ですが、緊急事態宣言中でしたが、住民活動の場や健康増進を考慮して、6月1日から村民限定で利用時間を短縮した中で開放し、中札内村民プールは同日にオープン、8月まで一般向け・子ども向けの水泳教室や水中エクササイズを6講座で延べ24回実施する予定です。

野外施設の札内川総合運動公園と上札内パークゴルフ場についても、4月下旬、5月上旬にそれぞれオープンし、5月18日から31日まで閉鎖をいたしましたが、6月1日から利用を可能としており、利用者に喜ばれております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わりました。

時間が来ましたので休憩をしたいと思います。

11時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

◎日程第9 常任委員の選任

○議長（中井康雄君） 日程第9、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第2条第2号及び第7条第1項の規定により、欠員となっている産業文教常任委員に木村優子君を指名したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をしましとおおり、産業文教常任委員に選任することに決定しました。

◎日程第10 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（中井康雄君） 日程第10、意見書案第2号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題にいたします。

お諮りします。

この意見書案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思えます。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

意見書案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第2号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 請願第2号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願

◎日程第12 請願第3号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願

○議長（中井康雄君） この際、日程第11、請願第2号、2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願、日程第12、請願第3号、2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願の2件を一括して議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号、請願第3号の2件については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の総務厚生常任委員会に付託します。

なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し報告願います。

◎日程第13 発議第1号 中札内村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第13、発議第1号、中札内村議会会議規則の一部を改正する

規則の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番宮部議員。

(宮部修一議員登壇)

○7番(宮部修一君) 赤ナンバー14番をご用意いたします。

提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

赤ナンバー14番の会議規則の一部改正であります。本案件は、令和3年2月9日に都道府県会長会において決定した標準町村議会会議規則の一部改正を受け、地方自治法第112条及び議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提案するもので、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前、産後の欠席期間を新たに規定するものです。

また、行政手続における押印義務を廃止する動きも踏まえ、議会への請願手続きについても、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きを改正しようとするものです。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第1項では、欠席事由を『事故』から『公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由』に改正し、第2項では、産前の欠席期間を6週間、多胎妊娠の場合は14週間、産後の欠席期間を8週間までと新たに規定しようとするものです。

また、第89条第1項では、請願手続きについて、一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改正しようとするものです。

なお、この規則は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

発議第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

発議第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

発議第1号、中札内村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（中井康雄君） 日程第14、報告第2号、繰越明許費繰越計算書についてを議題にいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、令和2年度に一般会計補正予算で繰越明許費の設定を行った各事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは、報告第2号、繰越明許費繰越計算書について、補足説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書であります。

令和2年度に繰越明許費の設定を行いました。まず、2款総務費につきましては、高度無線環境整備推進事業負担金ほか3件。

4款衛生費については、中札内村立診療所改修事業ほか1件。

6款農林業費の産地パワーアップ事業補助金ほか2件。

7款商工観光費のまちなかにぎわいづくり事業補助金。

9款消防費の消防庁舎増築及び改修工事。

10款教育費の中札内小学校手洗器自動水栓交換修繕ほか1件となり、計13件でございます。

13件の合計5億893万3,000円を、令和3年度へ繰り越しておりますので報告いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

報告第2号、繰越明許費繰越計算書については、報告済みといたします。

◎日程第15 承認第3号 令和3年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長（中井康雄君） 日程第15、承認第3号、令和3年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかる予約システムの早期導入を進めるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー6番、令和3年度中札内村一般会計補正予算、令和3年専決第3号をご用意願います。

最初に1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ280万1,000円を追加し、総額を51億2,945万8,000円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和3年6月1日、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

次に、7ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目予防費、説明欄をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る追加になります。

委託料、使用料及び賃借料として、280万1,000円を追加するものであり、ワクチン接種の予約に対して、システム導入を行うものでございます。

なお、特定財源として、国庫補助金を同額追加するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

承認第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第3号、令和3年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認されました。

◎日程第16 議案第30号 中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第16、議案第30号、中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、国における新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月13日より施行され、新型コロナウイルス感染症の定義が改められたことに伴い、本村条例の文言の一部を改正するものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） それでは、黒ナンバー11番、議案関係資料1ページをお開きください。

新旧対照表により説明させていただきます。

今回の改正は、趣旨の説明にもございましたが、国の法律改正に基づき、新型コロナウイルス感染症の定義に係る文言を改めるものとなっております。

条例附則第3項は、傷病手当金の支給対象を謳う条文中、給与等の支給を受ける被保険者が、感染または感染疑いで勤務ができなくなり、3日を経過した以降の勤務予定日を支給対象とした内容となっておりますが、条項中の新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定にする新型コロナウイルス感染症としたこれまでの定義を、右側改正後の新型コロナウイルス感染症、以下、括弧書きによる病原体がベータコロナウイルス属で令和2年1月に中国から世界保健機関に新たに報告された感染症であるとした文言に改めるものとなっております。

なお、改正内容には関係ございませんが、改正前後において対象となる傷病の範囲に変更点はなく、英国等で見られている変異株などは従来からこの手当金の対象に含まれていることを一言申し添えいたします。

最後になりますが、この一部改正は、公布に日より施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第30号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第30号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第30号、中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第31号 中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第18 議案第32号 中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第17、議案第31号、中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、日程第18、議案第32号、中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、保育料の算定にかかる寡婦（夫）控除のみなし適用について、国の税制改正により、婚姻歴の有無にかかわらず「ひとり親控除」が新たに適用されたことから、関係条例の一部を改正するものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、黒ナンバー11番、議案関係資料によって説明いたしますので、資料の2ページ、3ページの新旧対照表をご参照願います。

二つの条例とも同様の改正となりますので、併せてご説明いたします。

提案の趣旨でもありましたが、保育料の算定にあたり、ひとり親世帯のうち婚姻歴のない未婚の場合は、税法上の寡婦控除等の適用がされないことから、その公平性を図るため、税法上の寡婦とみなして保育料を算定しています。

令和3年1月1日、国の税制改正により、婚姻歴の有無にかかわらずひとり親控除が新たに適用されることとなり、別表1、寡婦控除のみなし適用に係る文言を削除し、関係条例等の一部を改正するものです。

本村におきましては、令和元年10月からの保育料全員無償化により、現在、村の保育園を利用する児童への影響はありませんが、村外の特定教育、保育施設への広域入所をする場合は、中札内村認定こども園条例別表1で定める保育料の算定が必要となります。

なお、附則のとおり、この条例の一部改正は、令和3年9月1日から施行し、令和3年9月1日以降の月分の保育料から適用いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これら2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第31号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第31号、中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第32号、中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第33号 中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第19、議案第33号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免措置について、令和3年度も引き続き減免を行うため、本村条例の一部改正を行うものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、補足説明いたします。

黒ナンバー11番、議案関係資料の4ページ、新旧対照表をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症による保険料の減免に係る申請書の提出期限についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少したことなどによる介護保険第1号保険料の令和3年度における減免措置の取扱いについて、減免を行った場合には、令和2年度に引き続き、令和3年度においても、保険者に対する財政支援が行われることになりました。

減免の申請書の提出期限は、第10条の規定で、普通徴収が納期限前7日まで、特別徴収

は前々月の15日までとじていますが、新型コロナウイルス感染症を理由とする場合は、過去に遡って減免申請ができるように、改正附則において定めている特例の期間を延長するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第33号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第33号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第33号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第34号 工事請負契約の締結について

○議長（中井康雄君） 日程第20、議案第34号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、あけぼの団地ストック改善工事について、6月3日に指名競争入札を行った結果、落札しました業者と工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 議案第34号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー11番、議案関係資料5ページを開きください。

あけぼの団地ストック改善工事であります、工事請負契約の締結について記載しております。

本工事は7社による指名競争入札を行いました。

落札業者は武田建設株式会社で、予定価格5,941万1,000円に対して、5,445万円で、落札率は91.65%でございます。

また、二番札は5, 472万5, 000円でありました。

工事概要につきましては、あけぼの団地4号棟から6号棟において、外壁及び屋根の長寿命化改修、内部居住性向上改善であります。

なお、6ページに立面図及び平面図、7ページに平面詳細図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第34号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第34号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第34号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第35号 工事請負契約の締結について

○議長（中井康雄君） 日程第21、議案第35号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、道の駅改修建築主体工事について、6月3日に指名競争入札を行った結果、落札しました業者と工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは、議案第35号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー11番、議案関係資料8ページをお開きいただきたいと思っております。

道の駅改修建築主体工事であります、工事請負契約の締結について記載しております。本工事は7社による指名競争入札を行いました。

落札業者は岡田建設株式会社で、予定価格5, 121万6, 000円に対して、4, 451万7, 000円で落札し、落札率は86.92%であります。

また、二番札につきましては4,499万円でありました。

工事概要につきましては、カントリープラザの外壁塗装改修及び内部用途変更仕上げ改修、多目的小屋を新築するもので、面積は25.92平方メートルであります。

また、工期については、令和4年1月31日までの工期で実施しようとするものでございます。

なお、9ページから12ページまで、配置図、平面図及び立面図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第35号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第35号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第35号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第36号 令和3年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第23 議案第37号 令和3年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第24 議案第38号 令和3年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第25 議案第39号 令和3年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第22、議案第36号、令和3年度中札内村一般会計補正予算について、日程第23、議案第37号、令和3年度中札内村介護保険特別会計補正予算について、日程第24、議案第38号、令和3年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について、日程第25、議案第39号、令和3年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についての4件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります、既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1億776

万6,000円を追加し、総額を52億3,722万4,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ124万8,000円を追加し、総額を3億2,174万8,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ3万7,000円を追加し、総額を1億5,123万7,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ17万2,000円を追加し、総額を4億498万4,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、はじめに、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 令和3年度6月定例会、各会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、一般会計補正予算書をご用意いたします。

31ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、給与費明細書であります。今回の補正における人件費について、はじめに、31ページ下段の比較をご覧くださいと思います。

特別職において等々の給与費及び共済費の減額については、新教育長における標準報酬月額が下がったことに伴うものでございます。

次に、32ページに移ります。

一般職であります。4月1日付けの人事異動や昇格に伴う組替え、扶養人数の変更などを行っていることに伴う増減と、共済費につきましては、共済組合等負担率が下がっていると同時に、昇格等に伴い、標準報酬月額が上がったため、共済費を追加しております。

併せて、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計についても、人事等に伴う給与費及び共済費の増額と、共済組合等負担率が上がっていることによる共済費の追加を行うものであります。

これにより、人件費のみの補正である簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の補足説明は省略させていただきます。

それでは、これより一般会計の歳出の主なものから説明をさせていただきますが、歳出の関係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

また、概ね30万円以上の補正予算について、説明を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症関連に係る補正予算について、主なものを説明を申し上げます。

19ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目予防費、説明欄最下段、会計年度任用職員報酬307万円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る一般事務及び看護師について、雇用期間や人数の変更に伴い、報酬を増額するものであります。

なお、特定財源として、国庫補助金を同額追加するものであります。

次に、24ページをお開きください。

7款、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄中段、商工業家賃等支援臨時助成金300万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策として、家賃助成を行うものであり、その下段、飲食業光熱水費臨時助成金650万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策

として、光熱水費助成を行うものでございます。

また、これらの経済対策の財源として、財政調整基金を繰入金700万円を追加しております。

なお、黒ナンバー11番、議案関係資料の13ページから15ページに資料を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

それでは、戻っていただきまして、新型コロナウイルス感染症対策以外の予算について、説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

1款、1項、1目議会費、説明欄最上段、会計年度任用職員報酬247万5,000円の減額は、議会事務局の書記について、会計年度任用職員から正職員に配置したことによるものでございます。

次に、11ページをお開きいただき、最上段をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、公共施設等整備基金積立371万5,000円の追加は、人事異動に伴い、営農水道事業における人件費への充当額減少になったことから、未充当分を基金に積み立てるものでございます。

次に、12ページ下段をご覧ください。

2項企画費、2目広報広聴費、説明欄、LINE配信システム使用料33万円の追加は、先ほど承認いただきました専決第3号、一般会計補正予算で取り進める新型コロナウイルスワクチン接種事業で、システム導入のLINE配信システムについて、引き続き活用して、村民へ防災情報等の周知に活用するものでございます。

次に、14ページをお開きください。

4項、1目戸籍住民費、説明欄中段、戸籍情報システム改修委託26万6,000円の追加は、戸籍情報システムにおいて、副本全件の送信作業を行うものでございます。

なお、特定財源として国庫補助金を26万4,000円追加するものであります。

次に、17ページをお開きください。

3款民生費、2項、1目児童福祉費、説明欄上段、子育て世帯生活支援特別給付金275万円の追加は、非課税子育て世帯に対して、給付金を扶助し、支援するものでございます。

なお、特定財源として国庫補助金を同額追加するものでございます。

次にその下段をご覧ください。

3目中札内保育園費、説明欄中段、修繕料30万9,000円の追加は、上札内保育園における外遊具を塗装して、子どもたちが利用できるようにするものでございます。

次に、19ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目診療所費、説明欄上段、産業廃棄物処理手数料70万円の追加は、診療所体制移行に伴う診療所内の不用品を廃棄処理するものでございます。

次に、22ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄最上段、畑作構造転換事業補助金6,985万円の追加は、事業主体の中札内農協等において、甜菜の風害・湿害軽減技術の導入、馬鈴しょの抵抗性品種の導入、豆類の密植栽培、罹病率の低い種子用馬鈴しょの生産などに対して、北海道の補助が採択されたことにより、村の会計を通し、事業実施主体に対して交付するため、補助金を追加するものであります。

なお、特定財源として、道補助金についても、ほぼ同額を追加しております。

次に、その下段、説明欄、経営継承・発展支援事業補助金500万円の追加は、国において後継者対策として事業創設したものであります。

なお、特定財源として、道補助金についても250万円追加しております。

次に、24ページをお開きください。

7款、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄中段、にぎわいづくり起業者等支援事業補助金1,197万6,000円の追加は、本補助金を活用して取り組もうとしている事業者から、申請及び、今後見込まれる補助金を想定するものであります。

なお、特定財源として、商工業振興基金繰入金についても、同額追加しております。

次にその下段、3目観光費、説明欄、修繕料29万4,000円の追加は、札内川園地における山岳センター内トイレ修繕を行うものでございます。

次に、29ページをお開きください。

10款教育費、4項中学校費、1目学校管理費、説明欄最上段、修繕料25万3,000円の追加は、中学校の渡り廊下の修繕を行うものでございます。

次に、30ページをご覧ください。

13款諸支出金、特別会計繰入金であります。介護保険、公共下水道の2会計合わせて79万9,000円を追加しております。

次に、戻っていただきまして、8ページをお開き、最下段をご覧ください。

最下段、15款道支出金、2項道補助金、5目商工観光費補助金、説明欄、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金250万円の追加は、先月下旬に発行されているプレミアム商品券に対して、道補助金が助成されるものでございます。

次に、9ページをお開きください。

最後になります。

今回の補正予算に対して、歳出に見合う額を、19款繰越金で、令和2年度の決算認定はまだ終わっておりませんが、見込むことが可能ですので、歳出に見合う額として、602万円を追加し、調整するものでございます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、補足説明させていただきます。

黒ナンバー8番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただき、7ページをお開きください。

歳出予算から説明させていただきますが、一部関係する財源につきましては、同様の歳入側の説明は省略いたします。

上段、1款総務費、1項、1目一般管理費、12節委託料124万3,000円の増額は、令和3年度介護報酬改定等に伴うシステム改修のため、所要額を追加するものです。

なお、委託料に係る財源は、ページ中列に記載のとおり、国庫補助金として62万1,000円を事業費の2分の1補助を見込み、歳入側の予算で追加をしております。

4款地域支援事業費、1項、1目一般管理費5,000円の追加は、共済掛金の率変更に伴うもので、歳入側の一般会計繰入金も併せて増額をしています。

続きまして、歳入ですが、6ページをご覧ください。

中段、7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、説明欄、事務費繰入金は、介護保険システム改修に伴う費用として、国庫補助金62万1,000円を除く62万2,000円を計上しています。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第36号から議案第39号、これらの4件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは、3点ほどお伺いいたします。

22ページの農業振興事業費の中で、経営継承・発展支援事業補助金500万円とありますけれども、先ほどの説明の中で、国の後継者対策として設けられた補助金であるという説明がなされました。

これは後継者ということで、この場合は新規就農者ではなくて、今まで経営していた農業者から後継者へ移譲された場合の補助金というふうに理解をさせていただきたいのかどうか。

そこをお聞きしたいと思います。

また、この補助金を受けるにあたって、どのような要件条項があるのか。その辺も説明をお願いしたいと思います。

2点目ですけれども、23ページの牧場費なのですけど、今回の補正の額としては微々たる額なのですけども、予算ではなくて、先ほど執行状況報告の中で報告があったのですけれども、今年度の夏期放牧数ですね、放牧及び舎飼合わせて710頭という報告がなされました。

この数字を見て、昨年あたりから見るとちょっとかなり減少しているのではないのかなというような気がしたものですから、その辺どうなっているのかなと。

酪農家の戸数は減少していますけれども、中札内村のあの牛の使用頭数というのは、多分減少ではなくて増えているのではないかなというような気がするのですけれども、なぜこの放牧頭数が減少しているのかをお聞きします。

それと、同じく23ページの村有林管理費の中で、一般職、これは一人増員になるように見えるのですけれども、これ、なぜ一人、村有林管理費の中で増となるのか。

また、どのような仕事の増加によるものなのかを説明をお願いいたします。

以上、3点お願いします。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それではまず、1点目の経営継承・発展支援事業補助金について説明をさせていただきます。

この事業につきましては、今年度から国の方で新設された事業であります。

基本的には、令和2年1月1日以降、中心経営体の先代事業者からその経営に関する主債権の移譲を受けた後継者を対象とする事業という形になりますので、新規就農ではなくて、基本的には移譲を受けた方に対して補助の対象になるという事業でございます。

なお、この事業につきましては、それぞれ、例えば、法人化の取組み、あるいは、新たな品種、作物の導入、省力化、業務効率化、品質向上などの取組みを行うということで、それぞれ後継者が経営発展計画を策定し、その計画に基づく取組みを行った場合、最大100万円の補助が該当になるということでございます。

なお、財源につきましては、国が2分の1、市町村2分の1ということになりますが、市町村の2分の1につきましては、普通交付税の方で算入されるということで、農水省の方からは説明を受けているところでございます。

続きまして、2点目の牧場の関係でございますが、5月末時点で、今回710頭、舎飼い、放牧合わせて、今710頭ということで、ちょっと昨年よりも少なくなっている状況はございます。

一昨年、村内の2農場で牛の伝染病であるヨーネ病が発生しておりますが、まずそのヨーネ病が発生している農場の牛については、基本的に大規模で受け入れられない状況があ

りますので、そちらの牛の分は減少しているかなというふうに思っています。

ただ、今、村外の方の牧場にも出ている牛もいるということで、酪農家さんからは聞いておりますので、この辺につきましては、指定管理委託業者であるカーフゲートとも調整しながら、順次受入頭数を増加させるような取組みを、カーフゲートとも協議していきたいなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 村有林管理費における人件費の関係であったかと思えます。

こちらの方につきましては、今資料の持ち合わせがございませんので、経過状況を確認させていただき、後ほど回答をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 経営継承・発展支援事業補助金ですけれども、新規就農者ではなくて、経営移譲を受けた方への補助金ということで、1件当たり100万円ということで、500万円なので約5件ほどが見込まれるのかなというふうに思うのですけれども、これの該当になる方というのは、多分認定農業者は当然だと思うのですけれども、あと、税法上の関係で、白色の方でもいいのか、やはり青色申告者でないか該当にならないのか。

その辺の決まりはどうなっているのかなというふうに思います。

あと、農業が恵まれているのかどうか、多分農業人口が減少しているためにこういった政策が、補助金が出てきているのかなというふうには思うのですけれども、やっぱり商工業者においても、やっぱりこの後継者問題というのは重要な問題だと思うのですよね。

そういった商工業者に対するこういった支援というのはないのかどうか。

その点についても伺いをいたします。

あと、牧場関係ですけれども、ヨーネ病が2件ほど発生していると。

あと、村外へも預けられている方もおられるというような説明でございました。

多分、多かったときは1,000頭ぐらい入牧されていたのではないかなと思います。

何かここ最近、年々減少傾向にあるのかなというふうに思います。

村内の中で、多分牛の数というのはそんなに減っていないと思いますし、まして、今、増えてきているのではないのかなというふうに思うのですけれども、そのような中で、やっぱり年々減少傾向ということで、やはり牧場の使用料収入がかなり減ってくると。

しかし、委託料に関しては以前よりも若干上がってきているというような状態の中で、やはりちょっと収支の関係であまりいい状態ではないのかなというふうに思いますので、この辺やっぱり、今後カーフゲートさんとも協議をしながら、やはりなるべく村内の牧場に入牧をしていただきたいということで、再度お願いをしたいと思います。この点については。

最初の1点目について、お願いいたします。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 経営継承・発展等支援事業の関係でございますけれども、まず、要件の部分ですけれども、先ほどもちょっと説明したところと重複しますが、基本的に令和2年1月1日以降に経営移譲された方ということにはなります。

まず、補助の要件の詳細としましては、先ほども説明しました経営発展計画を策定しているということで。

もう一つは、後継者名義で税務申告を行っているということ。

また、青色申告者であるということ。

そして、後継者が家族農業経営の場合につきましては、家族経営協定等を締結している

こと。

こういった点がこの事業の対象要件ということになってございます。

基本的に商工関係につきましては、現在、商工会の方でも事業継承の取組みを具体的な例えば相談ですとか、事業を行ってはおりますが、村の会計を通したような、農業のような国庫補助という制度は創設はございません。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 村有林管理費の件費の関係でございます。

産業課自体では、育児休業、産休を見込んで職員を配置しております。

この村有林管理費につきましては、1名増という形で行っておりまして、今回、新規採用職員を一人充てていると。

今までの既存の職員に、一人の職員に対してもう一人充てているような、ここは2名体制になったということになります。

○議長（中井康雄君） 質疑の途中ではございますけれども、お昼の休みにさせていただきますと思います。

休憩をしたいと思います。

13時まで休憩をいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前12時00分

再開 午後1時00分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

先ほどの宮部議員の質問から行いたいと思っております。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 経営継承・発展支援事業補助金ですけども、これ、計画書を策定して申請をすれば必ず当たるというものではないようなふうにも感じるのですが、村の方では、ある程度5件ほど見ているわけですけども、ある程度固い線で5件ぐらいは通るのではないだろうかということで見ているのか。

その辺をお聞きしたいと思います。

それともう1点は、牧場の方ですけども、村外へ預けられている方もおられるということなのですが、これについては、使用料というか利用料というか、その辺の差があって、そちらへ村外へ預けられているのか。

その辺も何か情報掴んでいるのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず、1点目の経営継承の事業の関係ですけども、村で今回予算で計上している5件につきましては、基本的には令和2年1月以降、経営継承された方をベースにして、予算については5件を計上しています。

なお、国の方でも当然、事業に対する予算は持っていますので、要望総額、国においては要望総額が予算額を超える場合は、経営発展計画の内容を審査した上で、ポイント上位から採択するという形になりますので、申請した方が全員もらえるかどうかというのは、国全体の予算にかかわってくるかなというところでございます。

2点目の大規模草地育成牧場以外の牧場に預けている農家の関係ですけども、基本的に

は使用料がどうだということまでは、各農家さんからは聞いてはいないのですけれども、この間、例えば、うちでいきますと、冬期舎飼については740頭がマックスになっていて、それを超える場合はどうしてもほかの牧場に入れなければならないというところもございまして、そうなりますと、夏期放牧も含めて、通年ほかの牧場に預けているといったことを各農家からは聞いたことがございますので、ちょっと使用料がどうなっているかというところまではまだ把握はしていないところです。

○議長（中井康雄君） それでは、ほかに質疑はありませんか。

1番木村議員。

○1番（木村優子君） 1番、木村です。一般会計補正予算書24ページのにぎわいづくり起業等支援事業補助金についてお伺いします。

もともと当初予算では800万円の予算が付いておりまして、そこに補正予算として1,197万6,000円ということで2,000万円近い予算になっていますけれども、村内で事業をされる方が増えるというのはとても良いことだと思うのですが、これはコロナの支援に関係あるものなのかどうかを一つ確認したいのと、あと、総務課長の説明では、現在申請中の方、今後の見込みについてということでこの額を補正したということなので、どのような企業さんが申請されているのか。

もし、見込みとして考えているということですが、すでにそういった相談を受けているのか。

その辺、差し支えなければ教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 1点目のにぎわいづくり起業支援事業の関係ですが、この事業につきましては、村内において、新たに店舗を構える、あるいは既存の店舗を改修する。

今年度から新規に起業をする、あるいは商品開発を新規に行うといった場合も補助対象としています。ですので、コロナの支援とは直接的には関係のない制度という形になります。

当初で800万円見ていたわけですが、現在、申請の方が、食肉加工業で新規店舗出店が1件、あるいは、コーヒーショップで新規起業が1件、チーズ工房等の商品開発ということで今申請を受けています。

このほか、相談が今4件ほど来ています。

1件は、すでに申請があったコーヒー店とは別に、新たに村内にもう1店舗コーヒー店舗をつくれないうかという相談。

あるいは、既存店舗の改修では、飲食店、和食というふう聞いていますけれども、飲食店を新たに開きたいというお店。

あるいは、商品開発で冷凍菓子を製造したいということで相談を受けています。

これらの相談4件を踏まえて、今回補正額ということで1,197万6,000円を計上させていただいております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） それでは質問させていただきます。

12ページの広報作成費のところの33万円の予算についてです。

先ほど、LINE配信システム使用料というところで33万円ですか、そこは防災情報等の周知にもこの配信システムを使いたいということだったので、今まで携帯

メール、携帯からのメール配信は従来通り来ていましたけれども、それに加えて、またLINE配信システムをするというので、そのメリットというのでしょうか、そういうのは何なのかなということと、先ほど、コロナウイルスのシステム導入のその配信を使ってするのかとか、その辺ちょっと具体的なところをもう一度教えていただきたいのと、それと、17ページの中札内保育園管理費のところでは、

ちょっと上札内の方から情報が入りまして、上札内保育園の後利用というのでしょうか、その管理委託をされるというのをお聞きいたしました。

それに伴って、今回このように補正が出たのかなと思っておりますが、この中札内保育園管理費62万7,000円、この予算の中でのどれが上札内保育園にかかる費用なのか。

委託料はそうかなと思いますが、需用費とか燃料費、光熱費もそうなのか、中札内のきらきら保育園の部分は入っていないのかとか、そういうのをお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 大和田議員のご質問にお答えしたいと思います。

12ページ下のLINE配信システムの使用ということでもありますけれども、今現在、コロナウイルスワクチンの予約接種に対して利用することになっておりまして、この利用に対して、収束が終わった後、いわゆる利用が終わった後に広報で利活用しようというような、使用料ですね、使用料ということで計上させていただいているところでございます。

このLINE配信システムにつきましては、年齢問わずLINEの使用につきましては、結構利用されている方が多いと思います。

そういった中で、LINE配信システムを利用して、防災情報も含めた形で今後も利活用していきたいというふうに考えているとともに、現在使用しているメール配信につきましても同時に行っていくということで、情報の周知、そういったような強化も含めて、今後取り進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 上札内保育園の関係に伴う予算の部分についてご説明をしたいと思います。

予算上では中札内保育園管理費62万7,000円というふうになっておりますけれども、上札内保育園の今回の活用にかかる分については、22万1,000円ほどとなっております。

管理委託として考えているのは、外構の草取りですとか草刈りとか作業的な部分になりますので、その部分については予算計上は7万1,000円というふうになります。

それ以外の部分なのですけれども、今上札内保育園、休止をしていますので、電気料ですとか必要最低限の基本料金になっていますし、水道料ですとか、あと、浄化槽も一度動かさなければならないということで、浄化槽の点検手数料、管理委託料、そういうものが計上されています。

使用期間なのですが、一応、11月ぐらいまでをめどに進めておりまして、冬期間は今年度は使用はしないということにしております。

ただ、季節的に寒い時期とかも、季節の変わり目ありますので、その部分を若干灯油等で暖を取れるようなことで、燃料費なども見ております。

そのほかに、今回のこととは別なのですけれども、上札内保育園のところに遊具があります。

地域の方から、この遊具が使えないのだろうかというご相談が福祉課の方に来ておりました。

遊具の点検については、休園をしておりましたので、点検等はしていなかったのですが、ちょっと職員の方で確認をしましたら、若干塗装の修繕ですとかそういうところも必要だというふうに判断をしましたので、遊具の点検と修繕で34万2,000円ほどを見ています。

そのほかに備品購入費のところでは6万4,000円見ておりますけれども、これはきらきら保育園で掃除機がちょっと壊れてしまったということで、きらきら保育園での備品購入というふうになります。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） わかりました。

そちらの今言った上札内保育園の件ですね。

そのような内容で了解いたしました。

上札内の保育園周辺は、本当に小学校、交流館、それから農村公園、パークゴルフとかいろいろな施設がありまして、上札内では中心的な場所であり、美しい村の一つになっているのではないのでしょうかと思っております。

それで、保育園が休園になり、環境整備が行き届かなくなり、近隣住民が草刈りをしていただくとか、庭園の除草もしてくれたいというお話をお聞きしています。

このまま放置した状態が続くと、本当に周辺の景観が損なわれていくということで、今回の補正で施設管理というのは必要かなって思っております。

そして、その施設管理のほかに、施設の活用方法をお聞きしたいのですけれども、私が今年3月の定例会で一般質問のときに、ファミリーサポート事業の立ち上げについてお聞きし、今現在、村も前向きに検討していただいているところですが、上札内保育園をこの事業の拠点として視野に入れているのかもお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） ただいまの大和田議員からのご質問ですけれども、外構の周りの環境整備のところは委託をする形になりますが、それ以外の上札内保育園の利活用というところでは、その願いをする上札内の地域、まちづくりの会の人たちが活用したいということで、週1、2回程度、地域の人たちの集える場ということで考えたいということで意見をいただいている、そのようにご活用いただきたいというふうに考えております。

ご質問ありましたファミリーサポートの件については、今住民の方たちと実際どういうふうに継続して事業できるにはどういうふうにやっていったらいいのかというところは、今相談をしたりしているところではございますけれども、考え方の一つとして、上札内地域でそこを利用してお預かりをするということも一つかと思っておりますが、そこだけではなく、中札内、こちらの市街地区もありますので、利用される方にとってどこでお預かりをしたら一番いいのかということも考えて、皆さんと、また、住民の方とご相談をしていきたいなというふうには思っております。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） わかりました。

上札内の地区って本当に地域のそういう集いの場所としても本当にあそこはいい場所かなって考えていますので、今後、有効利用して地域の活性化につなげてほしいと思います。

意見としてです。

○議長（中井康雄君） それでは、ほかに質疑はございますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それではお伺いします。

17ページの説明欄の上段の方ですけれども、子育て世帯生活支援特別給付金275万円ということを出ておりますけれども、これについては国の制度ですか。

100%補助で国からもらった中で給付をするという給付金ですけれども、何か低所得者の子育て世帯に対する給付金ということですが、先ほど総務課長の方から非課税世帯という単なる説明がされましたけれども、もっと細かく要領が決められた中での世帯に対して支給されるというふうに思うのですけれども、もっと詳しく説明を願いたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） ただいまの黒田議員からの子育て世帯生活支援特別給付金の関係の対象者のご説明をしたいと思います。

まず1点目は、令和3年3月31日現在で18歳未満の児童、もしくは障害を持たれているお子さんの場合は20歳未満というふうになりますけれども、それらのお子さんを養育している父母の方で、かつ、令和3年度、住民税均等割が非課税の方、または、令和3年1月1日以降の収入が急変して、住民税非課税相当の収入になった方ということで、この今言いました二つのところ両方に当てはまる世帯の方が対象になります。

児童一人当たり一律5万円ということになります。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 一人5万円ということですから、割り返せば55人ということですよ。

私の言いたいことは、国の給付金ですから、対象者については抜け目なく100%受給されることを期待をするところなのです。

よって、申請が不要な場合もあるのかな。

あるいはまた、しなければならないという規定もありませんけれども、その55人ということで決められたような数字ですので、できれば、給付される予定ですよという文書の中で入れる中で、もらった世帯については、これくれるのだなということで相談しに行こうとか、ということでやれば100%の方が給付を受けられるというそういう事態になるというふうに思いますので、それでないと何人か抜ける場合あるのですね。

そういうことを、ぜひ予定通知というのかな、そんなことを考える中で執行していく必要があるのではないのかなということで私は思うのですけれども、そこら辺の考え方に対する答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 該当される方皆さん受給をしていただきたいなというふうには思っております。

非課税世帯の方については、行政の方で把握ができますので、申請不要で支給できますということでご案内はできますけれども、収入が急変してしまってという方につきましては、こちらの方では把握はできませんので、該当になられるというか、対象者の方全員に、こういうふうになった場合には支給該当になりますということで、全員の方に通知はする予定です。

広報等にも周知はしてきているところであります。

令和4年2月28日までが申請の期限になっておりますので、この後生まれてくるお子さんについても対象になってきますので、所どころでは周知をしていきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そういうことで、全員が給付受ければいいのですけども、そういう一人でも対象から外れるとせっかく、国として制度あるのに受けられないということになりますので、そういう予定通知、あるいはまたこっちで把握して、わかる範囲内で電話するなりして、ぜひ国の資金を活用する中で給付を受けてもらうようなことで努力をお願いをしたいというふうに思います。

それともう1点ですけども、22ページの農業振興事業費の中、畑作構造転換事業補助金6,900万円って数字があるのですけども、かなり額が多いものですから、あえてちょっと聞くのですけども、総務課長の説明では、事業実施主体ということで農協等という説明されたのですけども、農協のほかにもどれぐらいの地区の利用組合というのかな、そういう団体が、そのほかたくさんあるのかどうかということと、あるいはまた、甜菜、馬鈴しょ、豆類ということで、農業機械の導入に対する補助かなというふうに思ったのだけども、それ以外にいろいろと説明あったのですけども、それらの内容について、再度、かなり金額が多いものですから、内容についてさらに詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 畑作構造転換事業の関係ですけども、まず実施主体、今回、今年度につきましては、農協さんのほかにもう1グループ、農家さんが独自に組織したグループがございまして、そちらのグループが事業実施主体ということで取組みをしていますので、事業実施については2グループで今回この事業の申請を行っているところでございます。

こちらの事業につきましては、先ほど黒田議員の方からハード事業、機械整備等のハード事業という話もありましたが、畑作構造転換事業は基本的にはソフト事業への補助という形になります。

ただ、取組み面積掛ける単価という形で補助金の方は積算してきますので、基本的には、例えば、甜菜の面積が大きくなれば、当然補助金の額も大きくなっていくというのがこの補助金の仕組みという形になっています。

行う事業内容につきましては、基本的に甜菜の風害あるいは湿害軽減の技術導入。あるいは、病虫害抵抗品種の導入。

豆類につきましては、豆類の省力栽培に向けた取組み。あるいは、契約取引を複数年契約することによる安定的な輪作体系の維持改善。

あとは、種子馬鈴しょについては罹病率の低い種子の供給に向けた取組み。種子馬鈴しょの品質向上技術導入の取組みということで、こういったソフト事業の取組みを行うことによって、それぞれ10アール当たりの単価が決められていまして、それに面積を掛けて補助金の方を積算しているという状況でございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

よろしければ、以上で質疑を終わります。

議案第36号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第36号、令和3年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第37号、令和3年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第38号、令和3年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第39号、令和3年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了いたしました。

6月22日まで休会とし、本日はこれで散会します。

散会 午後 1時27分